

令和2年

監査結果に基づき市長等が講じた措置

(第1回)

富 津 市 監 査 委 員

## 報告の概要

監査の結果に基づき市長等が講じた措置について、下表のとおり執行機関から通知があった今回通知を受けた措置は、令和元年度財政援助団体等監査（富津市施設利用振興公社）の結果に係る措置1件である。

### 【措置事項】

監査結果	措置状況	対象部局
<b>固定資産台帳及び物品台帳の整備について</b>		
<p>富津市都市公園及び富津市立公園指定管理者業務仕様書、富津市体育施設の指定管理者業務仕様書において、指定管理者は、市の所有に属する物品について、富津市財務規則ほか関係例規に基づき管理を行い、備品台帳を整備する事とされている。</p> <p>また、公益財団法人富津市施設利用振興公社会計規程（以下「規程」という。）において、公社は、規程第28条の固定資産もしくは規定第31条第2号の消耗器具備品が存する場合には、固定資産台帳もしくは物品台帳を整備し、適正に管理する事とされている。</p> <p>現在の台帳の整備状況を確認したところ、備品台帳、固定資産台帳及び物品台帳として区別がされておらず、一覧表の種別に位置づけられるものであった。</p> <p>以上のことから、市の所有に属する物品については、富津市の台帳整備基準（富津市財務規則）に基づき備品台帳を整備し、適正な管理を図るとともに、法人所有の固定資産及び消耗器具備品については、法人会計規程に基づき必要な台帳を整備し、適正な管理を図られたい。</p>	<p>富津市財務規則に基づく備品台帳を整備させるとともに、法人会計規程に基づく固定資産台帳及び消耗器具備品台帳を整備させました。（別紙参照）</p> <p>また、これら台帳について、適正な管理が図られるよう指導しました。</p>	<p>[対象団体] 公益財団法人富津市施設利用振興公社 （富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体）</p> <p>[所管部局] 建設経済部都市政策課・教育部生涯学習課</p>